

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 西藤 征彦 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒530-0054 日本国大阪府大阪市北区南森町2丁目2番7号 シ ティ・コーポ南森町802		発送日 (日.月.年) 02.10.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 F18-21		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/024310	国際出願日 (日.月.年) 27.06.2018	優先日 (日.月.年) 27.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08L29/04(2006.01)i, B32B27/28(2006.01)i, C08K3/11(2018.01)i, C08K5/09(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本合成化学工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 19.09.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 渡辺 陽子	4 J 9 2 7 9
		電話番号 03-3581-1101 内線 3457	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

1. WO 2013/146533 A1 (株式会社クラレ) 2013.10.03, 請求の範囲、[0024][0027][0033]-[0036][0039][0058][0066]-[0081]、表1、表2
2. WO 2017/104673 A1 (日本合成化学工業株式会社) 2017.06.22, 請求の範囲、[0032]-[0036]、実施例
3. WO 2016/199827 A1 (日本合成化学工業株式会社) 2016.12.15, 請求の範囲、[0011]、実施例
4. JP 63-69867 A (鮎川泰三) 1988.03.29, 特許請求の範囲、2頁右上欄-2頁右下欄、実施例

請求項1-4

文献1の請求の範囲には、ポリビニルアルコール系重合体(A)を含有するポリビニルアルコール系重合体フィルムであって、遷移金属及びアルミニウムからなる群より選択される少なくとも1種の金属元素(B)を含有し、上記金属元素(B)の含有量が、ポリビニルアルコール系重合体(A)に対して0.2ppm以上50ppm以下であるポリビニルアルコール系重合体フィルム(請求項1)が記載されている。また、文献1には、該金属元素(B)が鉄を含むこと(請求項3)、ポリビニルアルコール系重合体(A)としては、ビニルエステル系モノマーを重合して得られるビニルエステル系重合体をけん化することにより製造される重合体を使用することができること([0024])、ビニルエステル系モノマーと共重合可能な他のモノマーとしては、エチレン等が挙げられること([0027])、当該PVA系重合体フィルムにおける金属元素(B)の含有量は、PVA系重合体(A)に対して0.2ppm以上50ppm以下であること([0039])、当該PVA系重合体フィルムを製造するための方法としては溶融押出製膜法が好ましいこと([0058])、実施例には、鉄を0.07~1.12ppmの割合で含有するポリビニルアルコール系重合体フィルムを製造したこと(実施例1-2、4-5)が記載されている。

本願請求項1に係る発明においては、当該重合体組成物がスチレン誘導体を含有することが特定されているのに対して、文献1には当該点について明記されていない点(相違点1)で、両者は相違する。

補充欄に続く

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

そこで、上記相違点 1 について検討する。ポリビニルアルコール系重合体において、桂皮酸類（スチレン誘導体に相当する）を配合することにより、紫外線吸収効果、臭気抑制効果、成形時のフィッシュの抑制、着色の抑制等が改善することが知られている（文献 2 の請求の範囲、[0032]－[0036]、実施例、文献 3 の請求の範囲、[0011]、実施例、文献 4 の特許請求の範囲、2 頁右上欄－2 頁右下欄、実施例）から、同 1 に記載のポリビニルアルコール系重合体フィルムにおいて、さらに上記の性質を改善するために桂皮酸類を配合することは当業者が容易になし得る事項であるし、その好適な含有量は所望の性質の程度により適宜規定することは、自ずと本願請求項 2、3 所定の範囲になる場合を含め、当業者が容易になし得る事項である。

よって、上記請求項にかかる発明は、同 1－4 に対して進歩性がない。

## 請求項 5

文献 1 には、ポリビニルアルコール系重合体フィルムを偏光フィルムの両面に貼り合わせて偏光板を製造する旨記載されている（[0003]）ことからすると、同 1 には、当該ポリビニルアルコール系重合体フィルムを用いて多層構造体を製造することも記載されている。

よって、上記請求項に係る発明は、同 1－4 に対して進歩性がない。